

鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ヤングケアラー同士が悩みや経験を気軽に共有したり相談しやすくしたりするため、オンラインツールを活用した集いの場（ヤングケアラーがチャットやビデオ通話等を通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場）を設置するとともに、管理者を配置してヤングケアラーに対して助言や情報提供を行う民間事業者（以下「補助事業者」という。）を支援することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 4 補助事業の実施に当たっては、別表第5欄に掲げる事項を遵守すること。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、毎年5月10日までに行わなければならない。なお、年度途中から事業を開始する場合は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式ウによるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とす

る。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式エにより速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。
- 2 令和5年度事業にあっては、要綱第4条第1項中「毎年5月10日」とあるのを「令和5年12月20日」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は令和7年3月26日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1	補助事業	ヤングケアラー同士が悩みや経験を気軽に共有したり相談しやすくしたりするため、オンラインツールを活用した集いの場（ヤングケアラーがチャットやビデオ通話等を通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場）を設置するとともに、管理者を配置してヤングケアラーに対して助言や情報提供を行う事業
2	事業実施主体	ヤングケアラーに対して助言や情報提供を行う法人
3	補助対象経費	事業に要する経費（報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料）、使用料及び賃借料、委託料及びその他知事が必要と認めた経費）
4	補助率	10/10
5	遵守すべき事項	<p>イ 使用するツールの制限</p> <p>「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」に準じ、LINE社とは別の委託先に適切にセキュリティが確保されたシステムを構築し、LINE社以外にデータが保存されているものについてLINEサービスの利用を認める。LINEサービス以外の民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供するXやフェイスブック等のSNSなどのサービス（いわゆる「約款による外部サービス」）についても、同様とする。</p> <p>ロ 利用者に向けた利用上の注意喚起</p> <p>下記の内容を含んだ注意喚起を利用者へわかりやすく提示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、連絡先など個人が特定されるような内容を記載、発言しないこと ・集いの場で知りえた内容を第三者へ公開しないこと ・公序良俗に反する内容を記載しないこと <p>ハ 管理者の運営上の注意</p> <p>下記の内容に注意して集いの場を運営すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主旨にそぐわない利用がなされていないか確認すること ・不適切な利用がある場合、注意又は退会勧奨など適切な対応を行うこと

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営補助金
交付申請書

鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営補助金
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「（見込み）」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式ア（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金
事業実施計画（報告）書

1 事業内容（実施結果）

目的	
概要	①集いの場設置概要（形態） ②広報・参加方法 ③コミュニケーションの方法
実施時期	
使用システム	
管理者 ※複数名の場合は 全員記載	所属： 職名： 氏名：
参加（予定）人数	
参加者からの意見 ・相談への対応方 法（主なもの）	
相談ガイドライン への対応方法（主 なもの）	※同内容の分かる別紙等の添付でも可。 ①利用者への注意喚起 ②管理者の運営上の注意

2 他の補助金の活用の有無、消費税の取り扱い

他補助金の活用の有無	有（補助金名： ）・無 （当該補助金の問い合わせ先： ）
消費税の取り扱い	一般課税事業者（収入に占める特定収入割合が5%以内） 一般課税事業者（収入に占める特定収入割合が5%を超える） 簡易課税事業者 免税事業者（消費税の申告義務がない）

3 添付書類

< 交付申請時 >

様式第1号、様式ア、様式イ、別紙1

< 実績報告時 >

様式第3号、様式ア、様式イ、別紙1

※記載内容の確認の取れる書類（活動記録等）を添付すること

※支払金額を確認できる書類の写し（領収書等）を添付すること

別紙 1

鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	県補助所要額 (C千円未満の端数切捨) D
鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業				

鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費 の実支出額 A	寄付金その他 の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	県補助所要額 (千円未満の 端数切捨て) D	交付決定額 E	県補助確定額 (DとEのいずれか 低い方の額) F	受入済 額 G	差引過不足額 (G-F) H
鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業								

(記載上の注意)

1 F欄には、E欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額を記入すること。)

様式イ（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金
収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

収入区分	予算額	決算額	摘要
県補助金			
その他補助金			
その他 （ ）			
自己財源			
計			

支出の部

（単位：円）

支出区分	予算額	決算額	摘要
報酬			
共済費			
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
委託料			
その他知事が必要と認 めた経費			
計			

様式ウ（第6条関係）

第 年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金交付要綱（令和5年9月28日付第202300152449号鳥取県福祉保健部長通知。以下、「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和五年内閣府令第四十一号）、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号本職通知）の規定に従わなければならない。

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業変更
(中止・廃止) 承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定(内示)に係る事業について、下記のとおり変更
(中止・廃止) したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金
交付決定(内示)額	
変更(中止・廃止)後の額	
差 引	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添 付 書 類	1 変更(中止・廃止)後の事業計画書 2 変更(中止・廃止)後の収支予算書(に準ずる書類)

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業
実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付
規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場 設置・運営事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式エ（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名

（団体にあつては、団体名称及び代表者氏名）

〇〇年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金
仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第エ 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				共通対応分	非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分					
経費の内訳							

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法